

# 米の先物取引に関する主要論点

## 1. 商品取引所法について

### 商品取引所法(昭和25年8月5日 法律第239号)

#### (目的)

第1条 この法律は、商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品市場における取引等の受託を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の適切な運営及び商品市場における取引等の委託者の保護に資することを目的とする。

#### (定款の変更)

第155条 商品取引所の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 (略)

3 主務大臣は、会員商品取引所から第1項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 (略)

二 期限付商品市場（定款に存立期間が記載され、若しくは記録されている商品取引所の商品市場又は定款に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るもの次に掲げる基準

イ (略)

ロ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ハ (略)

三～五 (略)

4～8 (略)

## 2. 米の先物取引の取引量の見込みについて

### 考え方

先物取引に係る試験上場の要件の一つである「先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないこと」に該当しないかどうかは、次の事項が十分でなくとも一定の程度認められるかどうかで判断される。

現物取引に価格変動があるかどうか。

生産・流通構造が競争的であり、価格変動にさらされているかどうか。

価格変動にさらされる当業者のリスクヘッジニーズがあるかどうか。

### (1) 現物取引における価格変動

米（玄米）の現物取引に係る価格変動率は次のとおりであり、米には一定程度の価格変動が認められる。特に平成15年産の価格変動は大きい。

年産	新潟 一般コシヒカリ	茨城 コシヒカリ	栃木 コシヒカリ	千葉 コシヒカリ	北海道 きらら397
平成14年産	6.1%	2.6%	2.3%	1.0%	1.4%
15年産	9.8%	11.1%	11.8%	11.6%	8.6%
16年産	7.4%	2.0%	3.0%	2.3%	1.9%

(備考)・価格のデータは、コメ価格センターの資料による。

・価格変動率 = 標準偏差 / 平均価格 × 100。価格変動率は、価格の散らばりの程度を表わす。

### (2) 価格変動にさらされる競争的な生産・流通構造

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律が平成6年に制定され、従来の政府による米の売買と流通業者の指定又は許可制を基本とした厳格な流通管理が改められた。

また、同法の一部を改正する法律が平成16年4月から施行され、米の生産者及び流通業者の主体性を重視する観点から、計画流通制度の廃止等が行われた。

このような制度改正により、生産及び流通においては、消費者ニーズの多様化を背景とした自由な取引が行われていることに見られるように、米の生産・流通構造は一定の程度競争的なものになっており、価格変動にさらされていると認められる。

### (3) 当業者のリスクヘッジニーズ

米の生産・流通構造が競争的になっている中で、生産者及び流通業者は、米の価格変動にさらされている。

このため、多数の当業者が試験上場される米の先物取引をしようとする意志を示していることなどが確認されていることから、当業者のリスクヘッジニーズが一定の程度存在していると認められる。

### 3. 生産及び流通に対する影響について

商品先物取引所法に基づく試験上場申請に対する認可・不認可の判断基準  
先物取引に係る試験上場の要件の一つである「生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある」に該当するかどうかは、次により判断される。

生産・流通・価格政策と整合的であるかどうか

十分でなくとも一定程度当業者の利用の意向があるかどうか

米の生産・流通・価格政策については、

1、主要食糧法に基づき、米の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置として、

米の需給均衡を図るための生産調整

豊作による過剰米を区分出荷するための集荷円滑化対策

政府米の備蓄

等の政策を実施。

これによって米の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的としている。

なお、主要食糧法において、生産調整は、JA、集荷業者、大規模農業者等が生産調整方針を作成し、これを国が認定した上で、生産者はこれに従って生産を行い、生産調整を実施するという仕組みを設けた。

2、米政策改革においては、22年度に米づくりのあるべき姿を実現すべく、それに向けた改革の手順として、19年産から農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムへの移行を目指し、そのために条件整備等の状況を検証しているところ。

(参考) 22年度のあるべき姿

- ・ 効率的かつ安定的な農業経営(担い手)が生産の大宗を占め、水田農業の望ましい生産構造が実現していること
- ・ 経営判断等の基礎となる需給・価格情報を踏まえ、農業者や産地が、自らの判断により適量の米生産を行う等、主体的に需給調整が実施されていること

3、以上の目的のため、

- (1) 米政策改革大綱に基づき、生産調整を的確に推進し、水田農業の構造改革を進めるための生産・流通・価格政策として、16～18年度に以下の対策を実施(生産調整の実施が要件)。

地域水田農業ビジョンを策定・実現するための支援としての【産地づくり対策】

需給調整のため、豊作による過剰米について、生産者からの出荷段階で市場隔離を行う【集荷円滑化対策】

価格変動に応じた経営安定のための【稲作所得基盤確保対策】及びその上乗せとしての【担い手経営安定対策】

- (2) 19年度以降は経営所得安定対策等大綱に基づき、以下の対策を実施。

担い手の経営安定のための対策は【品目横断的経営安定対策】に移行(受給対象者は、認定農業者等であり、生産調整の実施が実質的な要件)

担い手育成・確保運動と連携し地域水田農業ビジョンの高度化等により、改革を推進するための【新たな産地づくり対策】(担い手以外の者のための米価下落対策を一体化:生産調整の実施が要件:～21年度)

集荷円滑化対策

- (3) したがって、22年度の米づくりのあるべき姿が実現されるまでの間、米の生産・流通・価格政策は、

生産調整非参加者の大宗を占める比較的小規模の稲作生産者について、農地の担い手への貸付け、集落営農への参加、非土地利用型の高収益作物との組み合わせや有機農業、観光農園等の高付加価値型農業による営農の展開等の取組を推進

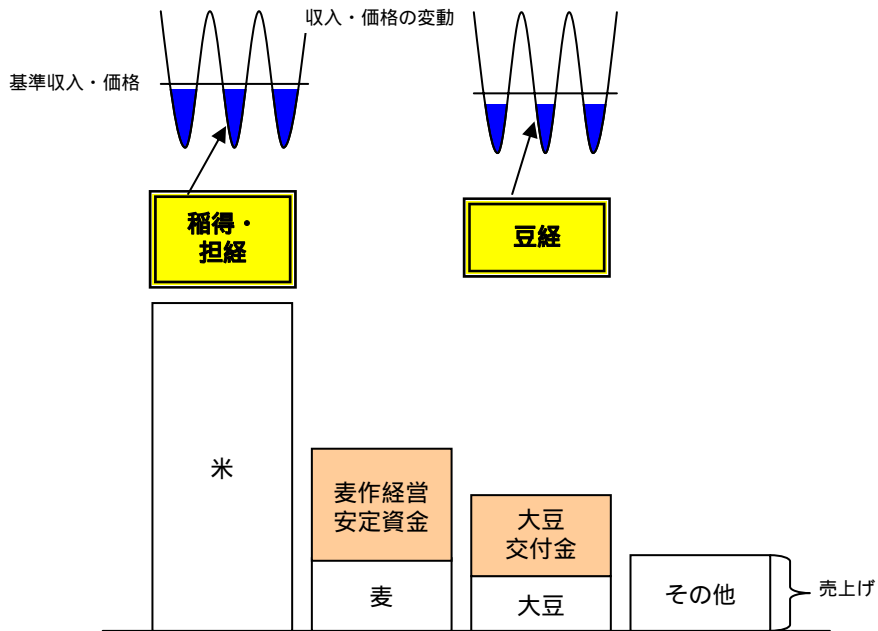
比較的大規模の稲作生産者について、担い手育成・確保運動と連携した生産調整の実効性の確保、地域水田農業ビジョンの点検・見直しと産地づくり交付金の効果的活用、地域協議会における全生産調整方針作成者の実効のある参画等による機能強化等の取組を推進

することによって、稲作生産者の大宗が、経営の合理的判断として生産調整に参加する望ましい水田農業の生産構造を実現していく政策であり、他の政策もこれと整合的に展開される必要がある。

# 品目横断的経営安定対策(水田作)

【現行】

すべての農業者



このほか、産地づくり交付金が交付されている。

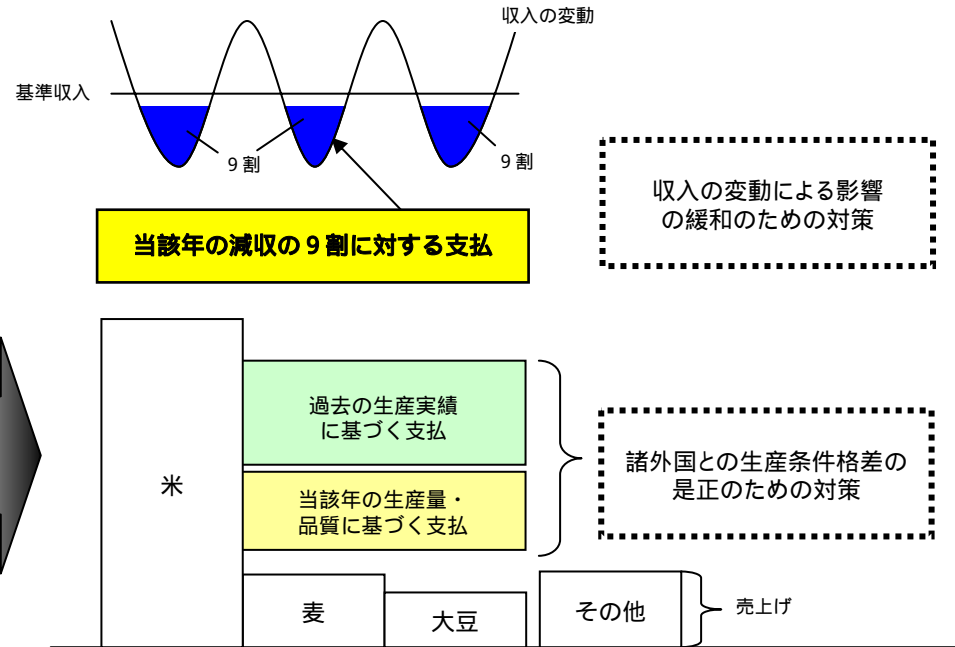
【見直し後】

認定農業者

一定の  
集落営農

⇒

生産調整の実施が実質的な要件



# 新たな産地づくり対策

生産調整の実施者が対象

【現行】

【見直し後】

## 産地づくり対策

産地づくり交付金

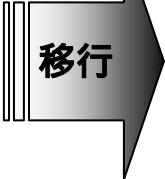
メニュー

- ・米の生産調整の推進
  - ・水田を活用した作物の産地づくり
  - ・水田農業構造改革の推進(担い手の育成)
- 特別調整促進加算(超過達成...等)

麦・大豆品質向上対策

耕畜連携推進対策

畑地化推進対策



新たな産地づくり対策(平成19年度～平成21年度)

## 新・産地づくり交付金

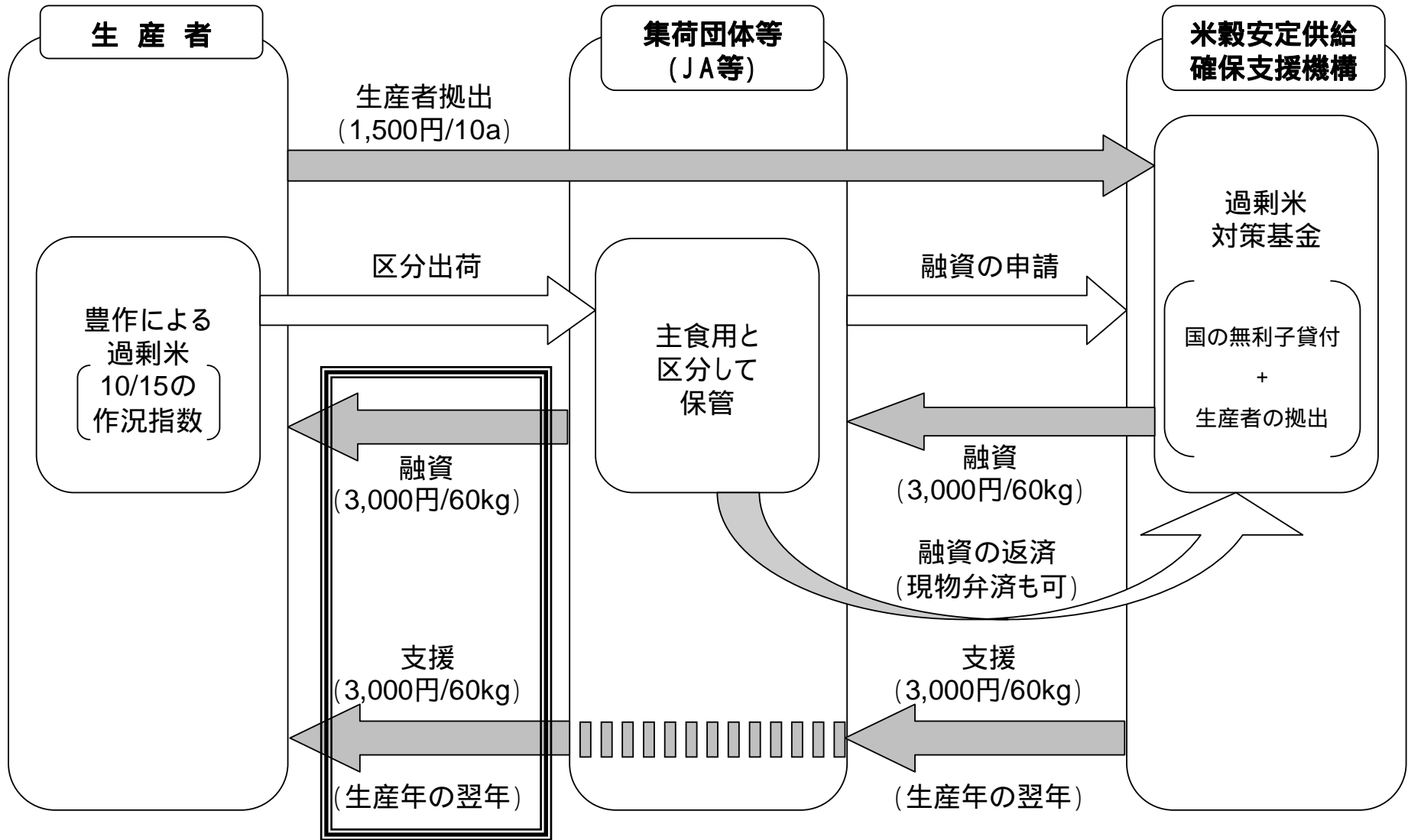
メニュー

- ・米の生産調整の推進
  - ・水田を活用した作物の産地づくり
  - ・水田農業構造改革の推進(担い手の育成の育成)
  - ・米の価格下落等に応じた支払い
- (品目横断的経営安定対策加入者は対象から除く)

従来の産地づくり交付金部分と積算を分けて提示

注) 麦・大豆品質向上対策、耕畜連携推進対策、畑地化推進対策、特別調整促進加算(産地づくり交付金)については、引き続き検討

集荷円滑化対策

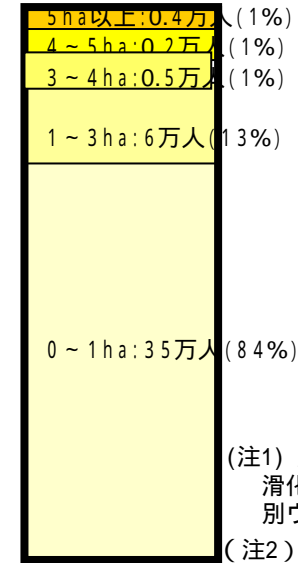
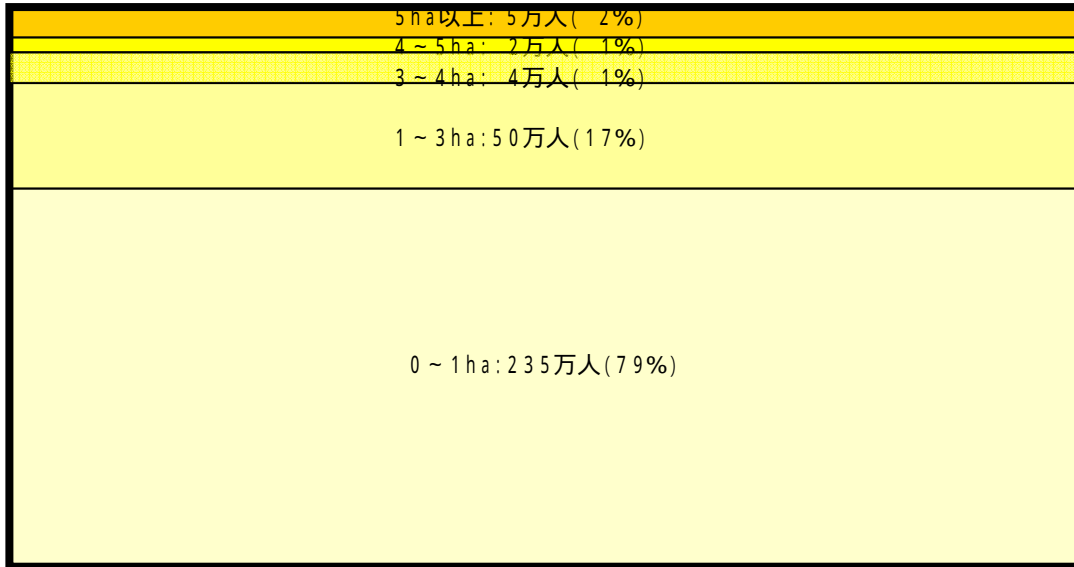


17年産

### 生産調整の実施の状況と政策の方向

実施計画書提出農業者 296万人(88%)

未提出農業者 42万人(12%)



(注1) 農業者の規模別人数は、集荷円滑化対策加入者、非加入者の規模別ウエイトを用いて推計した。  
 (注2) ラウンドの関係で計算に誤差が生じている場合がある。

#### 担い手育成・確保運動と連携した需給調整の推進

- 担い手育成・確保運動と連携して、品目横断的経営安定対策の対象者である認定農業者等になるためには、生産調整の実施が実質的な要件となることを周知徹底。

#### ビジョンの点検・見直しと産地づくり交付金の有効活用

- 18年度の取組に向けてビジョンの点検・見直し活動を徹底。
- ビジョンに掲げる地域の担い手への交付の重点化等、メリハリをつけた産地づくり交付金の活用を指導。

#### 第三者機関的組織(地域協議会)の機能強化

- ビジョンにリストアップされている担い手を認定農業者等へ誘導するとともに、生産調整方針の作成を指導。
- その上で、地域の全ての生産調整方針作成者を、実効ある形で第三者機関的組織での生産目標数量の配分に係る議論に参画させるよう指導。
- 19年度以降の担い手以外を対象とする米の価格下落影響緩和対策について、地域協議会を実施主体とする産地づくり対策と一体化することにより、地域協議会の機能を強化。

#### 小規模な水稻作付け農家の方向

- 農地を「担い手」に貸し付け地代収入を得る。
- 「担い手」たる集落営農に参加する。
- 高付加価値型農業(観光農園、有機農業、複合経営等)を行う。

## 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年12月14日 法律第113号)

(目的)

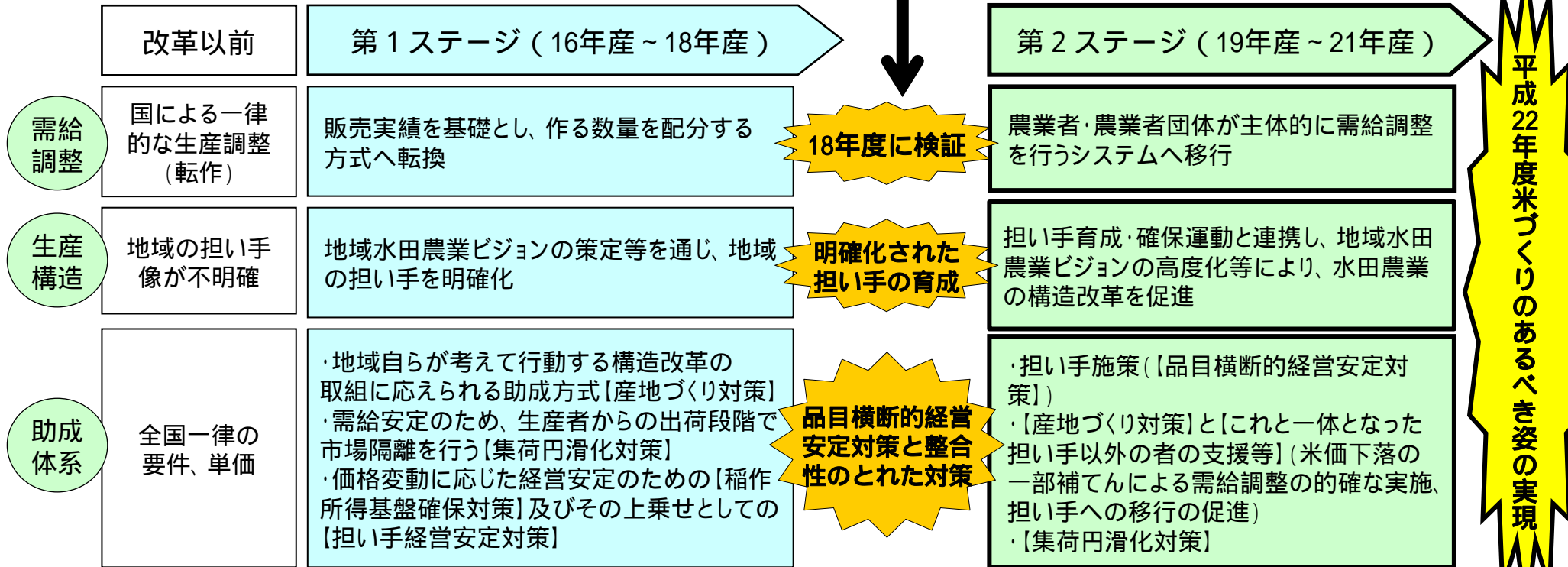
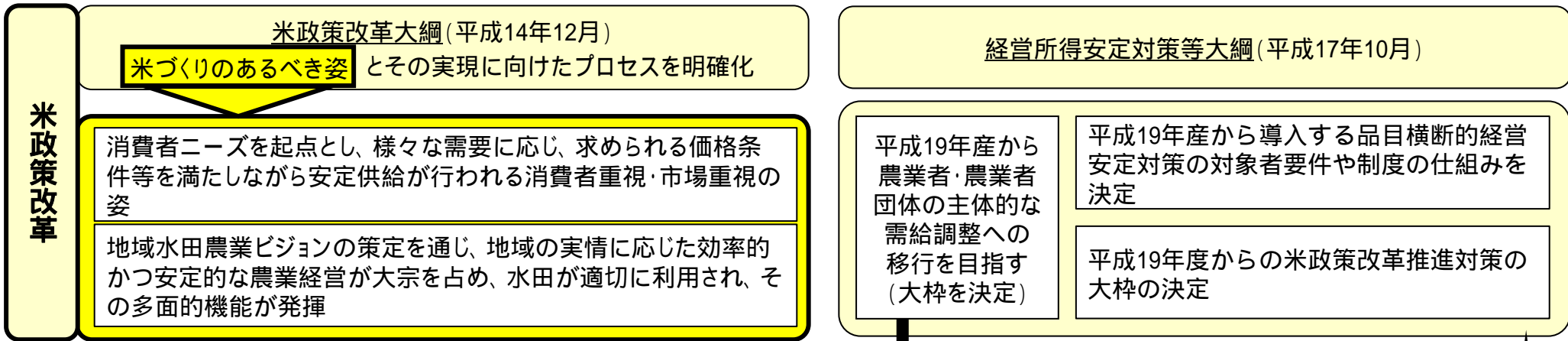
第1条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)

第2条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の需給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する政策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならない。

# 米政策改革の推進



## 米づくりの本来あるべき姿

米政策改革基本要綱（抜粋）（平成15年7月4日農林水産事務次官依命通知）

### 第2 米づくりの本来あるべき姿

- (1) 本要綱において「米づくりの本来あるべき姿」とは、効率的かつ安定的な経営体が、市場を通して需要動向を鋭敏に感じとり、売れる米づくりを行うことを基本として、多様な消費者ニーズを起点とし、需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら、安定的供給が行われる消費者重視・市場重視の米づくりが行われることをいう。
- (2) 米づくりの本来あるべき姿を、生産構造、需給調整システム、集荷・流通の各要素ごとに明らかにするならば、次のとおりである。

#### 生産構造

ア 「農業構造の展望」等で目標として掲げられたように、効率的かつ安定的な農業経営が生産の大宗を占めていること。

イ 麦・大豆の本作化が行われている等、水田農業の望ましい生産構造が実現していること。

ウ 環境保全型農業の拡大・定着、耕畜連携等中山間地域から平場農村まで地域の特性を活かした多様な取組が活発に展開される中で、水田が適切に利用され、その多面的機能が発揮されていること。

#### 需給調整システム

経営判断等の基礎となる需給・価格情報を踏まえ、農業者や産地が、自らの判断により適量の米生産を行う等、主体的に需給調整が実施されていること。

#### 集荷・流通

系統米事業のあり方や価格形成システムの見直し等により、米の需要・価格に関する情報が個々の農業者に的確に伝わり、需要動向に応じた集荷・流通が行われる体制が整備されていること。

## 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年12月14日 法律第113号)

(生産調整方針の認定)

第5条 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者(以下「生産出荷団体等」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、米穀の生産調整に関する方針(以下「生産調整方針」という。)を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2～4 (略)

生産調整方針作成者数(18年2月現在):1,861件 【JA:763件、集荷業者:967件、大規模農業者等:131件】

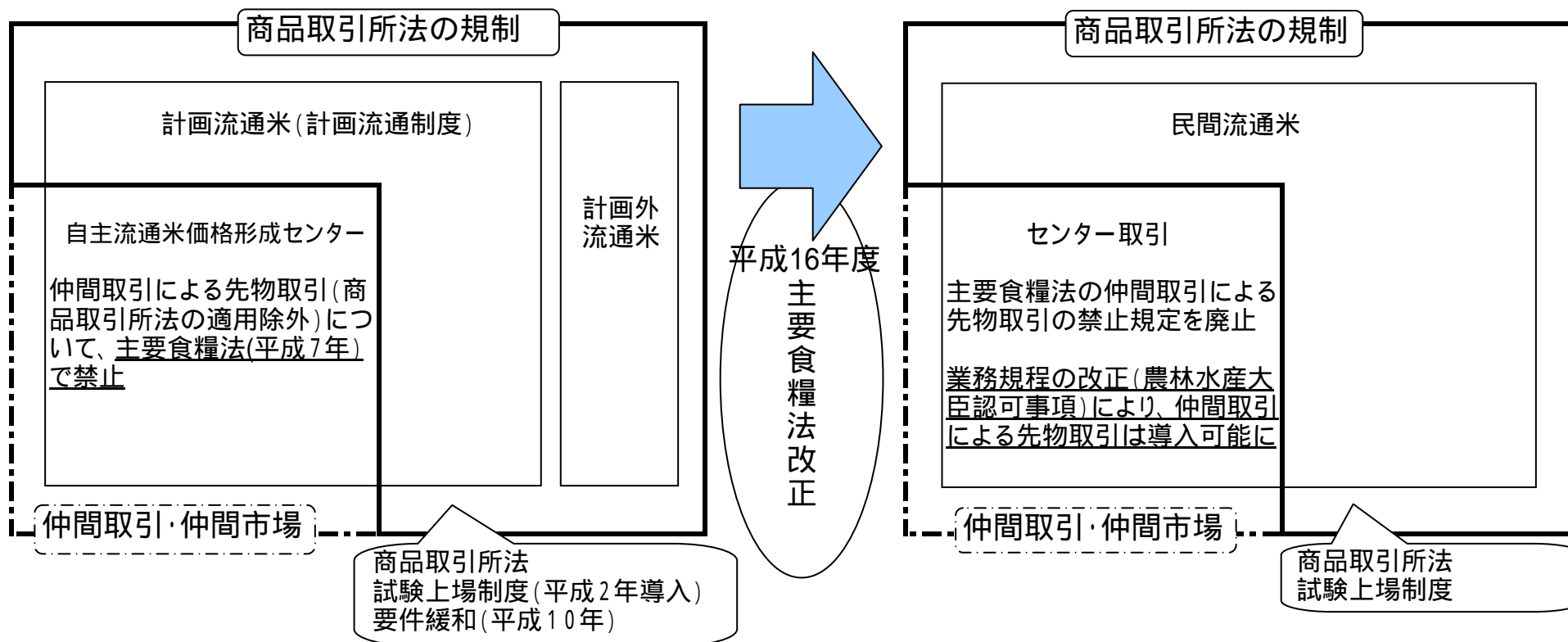
米の先物取引の試験上場による米の生産調整への影響、その結果としての水田農業の担い手の育成・確保や経営安定への影響に関する生産調整方針作成者の考え方についての調査を食糧法に基づき実施(本年2月15日～3月)。調査結果については、以下のとおり。

- 1 全体としては、生産調整等への支障があるかという問いに対して、「はい」(876件、48%)、「いいえ」(88件、5%)、「分からない」(845件、47%)となっている。区分ごとに見れば、  
JAでは「はい」(630件、85%)、「いいえ」(7件、1%)、「分からない」(108件、14%)、  
集荷業者では「はい」(196件、21%)、「いいえ」(66件、7%)、「分からない」(685件、72%)、  
農業者では「はい」(50件、43%)、「いいえ」(15件、13%)、「分からない」(52件、44%)となっている。
- 2 申請の内容まで知っていると感じた中では、生産調整等への支障があるかという問いに対して、「はい」(384件、72%)、「いいえ」(44件、8%)、「分からない」(108件、20%)となっている。区分ごとに見れば、  
JAでは「はい」(287件、96%)、「いいえ」(1件、0%)、「分からない」(10件、3%)、  
集荷業者では「はい」(76件、38%)、「いいえ」(33件、16%)、「分からない」(92件、46%)、  
農業者では「はい」(21件、57%)、「いいえ」(10件、27%)、「分からない」(6件、16%)となっている。
- 3 申請を知らないと感じた中では、生産調整等への支障があるかという問いに対して、「はい」(131件、26%)、「いいえ」(13件、3%)、「分からない」(364件、72%)となっている。区分ごとに見れば、  
JAでは「はい」(92件、63%)、「いいえ」(2件、1%)、「分からない」(51件、35%)、  
集荷業者では「はい」(35件、10%)、「いいえ」(8件、2%)、「分からない」(295件、87%)、  
農業者では「はい」(4件、16%)、「いいえ」(3件、12%)、「分からない」(18件、72%)となっている。
- 4 以上からすると、申請の内容まで知っている者に絞った場合、生産調整に支障があるという回答が72%、ないという回答が8%(JA:96%対0%、集荷業者:38%対16%、農業者:57%対27%)であり、内容を知っている者の方がそうでない者に比べ、「分からない」の割合が減り、明確な回答が増えている。

(参考1) 主要食糧法の改正と先物取引(仲間取引)

平成6年に制定された主要食糧法においては、当時の計画流通制度の枠内にあった自主流通米価格形成センターにおいて、いわゆる「仲間取引」による先物取引(商品取引所法の適用除外)が行われないよう、センターにおける先物取引及びこれに類似する取引を主要食糧法において明文上禁止していた。

平成16年度から施行された改正主要食糧法においては、計画流通制度による規制が廃止されたことに伴い、センターにおける先物取引禁止規定を廃止した。この結果、センターにおける仲間取引による先物取引は、センター業務規程の改正(農林水産大臣の認可事項)により可能となる一方、一般投資家が参加する先物取引の開設の可否については、引き続き商品取引所法の規定に従い判断されることとなっている。



## (参考2) 現物市場の整備

コメ価格センターにおいて、透明性・公平性のある取引ルールの下で活発な取引が行われる市場として育成し、これを通じた実勢に即した価格形成を図るため、「コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会」を開催・検討し、以下の方向での取引ルール見直しの取りまとめを行った。今後、センター運営委員会において詳細を決定し、18年産米取引から新ルールを適用する予定。

### コメ価格センター取引ルール見直しの方向 ( 6つのポイント )

- 目的 1 センターにおける活発な取引を通じた実勢に即した価格形成  
2 これにより、売れる米づくりのための的確な市場シグナルの発信

上場は、売り手の  
産地品種銘柄ごと

すべての銘柄ごとの落札加重平均価格、上場数量、申込数量、落札数量  
落札率、申込倍率等を各回ごとに公表

#### 入札による基本的な取引

##### 年間を通じた安定的取引

・端境期を含め毎週実施

・販売計画（あらかじめ価格の設定された相対取引等の一定の取引を除く）の1/3以上を上場する場合  
→ 売り手の希望価格あり

・販売計画（同上）の1/3未満の上場の場合

→ 売り手の希望価格は年内等一定の時期まで  
価格の相場観ができる時期以降はストップ高・安制に移行

・上場計画（年間、四半期、当週）

・最低申込数量単位あり

・落札玉の引取期限は1ヶ月

・2札制

新規参入者、早期米  
少量のみの取引に対  
する措置

基本的入札取引に準じる取引

日常的取引

##### 買い手のイニシアティブによる 先渡的取引方式

- ・端境期を含め毎週実施
- ・買い手が  
希望価格（開示）  
引取期限（1～3ヶ月）  
その他条件（例：確認米）  
を提示し、売り手が応札
- ・最低申込数量単位あり

##### 売り手のイニシアティブによる スポット的取引方式

- ・端境期を含め毎週実施
- ・売り手の希望価格あり（開示）
- ・上場数量要件なし
- ・最低申込数量単位あり
- ・3ヶ月の上場計画（前月に提示）
- ・落札玉の引取期限は1ヶ月
- ・2札制

相互の比較が可能

従来、基本取引に上場していた産地品種銘柄であって  
基本的入札取引以外にのみに上場されるもの  
基本的入札取引に上場されるものであっても、一定  
回数以上にわたり落札率が一定割合を下回るもの  
については、補完的に相対取引価格の報告を受け、農林  
水産省が定期的に公表

同一産地銘柄、他の産地  
銘柄について開示される  
以下の情報  
・基本的入札取引の価格  
・先渡的取引の価格  
（買い手の希望価格）  
・相対取引の価格

売り手が複数の買い手子会社（議決権の過半数を所有するものに限る）を所有  
している場合は、当該売り手・買い手間の取引は認めない

### (参考3) 国境措置との関係

国外市場との関係については、国境措置により、全量国家貿易の下で、毎年76.7万トン(玄米ベース)のミニマム・アクセス米を輸入。ミニマム・アクセス米以外の米の輸入については、枠外税率(341円/kg)が課され、実際の輸入数量はごく限られたものとなっている。

